

第5部 意匠登録の手続的要件

第1章 一意匠一出願

51 関連条文

意匠法

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない。

意匠法施行規則

第七条 意匠法第七条の経済産業省令で定める区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。

意匠法施行規則

第七条別表第一 備考

- 一 この表の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。
- 二 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

意匠法施行規則

様式第2 備考39

別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「意匠に係る物品の説明」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。

51.1 意匠法第7条の規定

意匠法第7条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないことについて規定したものである。

本条は、設定する権利内容の明確化という観点から定められ、一つの意匠について排他的独占権である意匠権を一つ発生させることにより、権利の安定性を確保し、無用な紛争を防止するためにとられた手続上の便宜、及び権利設定後の権利侵害紛争等における便宜を考慮したものである。

また、意匠法第6条で願書に記載する旨規定している「意匠に係る物品」の欄の記載を意匠登録出願人の自由にまかせて、例えば、「陶器」という記載を認めたのでは、「花瓶」と記載した場合に比べて、その用途及び機能において非常に広汎な意匠について意匠登録出願を認めたものと同じの結果を生ずる。したがって、物品

の区分については別に経済産業省令で定めることにしたのである。

51.1.1 経済産業省令で定める物品の区分

経済産業省令で定める物品の区分とは、意匠法施行規則第7条に規定する意匠法施行規則別表第一（以下、「別表第一」という。）に表わされた物品の区分である。

意匠法第7条の経済産業省令で定める物品の区分によりという規定を受けた別表第一は、物品の区分を例示している。ただし、2,400余りの物品の区分を単に50音順に列記したのでは適切な区分の検索が容易でないので、それらを65の物品群に大別し、さらにその中を適宜共通する群ごとにまとめている。別表第一の上段及び中段の表示は、単に下段の物品の区分の見出しとして位置づけられるものである。

下段に記載された物品の区分は、その意匠を認識するために必要な物品の名称の大きさを示すものであって、その物品の用途が明確に理解され、普通使用されている物品の名称と認められるものである。

51.1.2 意匠法第7条違反の例

51.1.2.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

以下のいずれかの例示に該当する願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

- (1) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
- (2) 総括名称を用いたもの
(例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)
- (3) 構造、又は作用効果を付したもの
(例、何何装置、何何方法)
- (4) 省略された物品の区分
(例、8ミリ)
- (5) 外国文字を用いたもの
- (6) 日本語化されていない外国語を用いたもの
- (7) 用途を明確に示していないもの
(例、ブロック)
- (8) 組（意匠法施行規則別表第2によらないもの）、セット、一揃、ユニット（歯科用ユニットを除く）、1対、1足等の語を用いたもの
- (9) 形状、模様及び色彩に関する名称を付したもの
- (10) 材質名を付したもの
(例、何何製)

ただし、普通名称化している場合は除く。

51.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

願書の記載及び願書に添付した図面等から総合的に判断した場合に、以下のいずれかに該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

- (1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合
- (2) 図面各通にそれぞれ異なった意匠を表している場合
ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。
- (3) 二以上の物品の図面を表示した場合(数個の物品を配列したものの場合を含む。)
ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合を除く。

51.1.2.3 部分意匠についての特別の取扱い

部分意匠についての意匠法第7条違反の例については、第6部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」61.7「部分意匠についての一意匠一出願の要件」を参照されたい。

51.1.2.4 組物の意匠についての取扱い

組物の意匠について意匠法第7条違反の例については、第6部「個別の意匠登録出願」第2章「組物」62.1.1.1「願書の「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること」、及び62.1.1.2「構成物品が適当であること」を参照されたい。